

## 6-5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 6-5-1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(機構共通)

定期的に施設の実態や利用状況を自己点検・評価し、教育研究活動や共同利用等の施設の有効活用を図る。

施設の老朽化，狭隘化，耐震対策，既存施設の点検・評価及び共同研究等の研究活動の進展に伴い必要となる施設の整備計画を作成し，計画的な施設整備を行い，研究施設等の適正な確保に努める。

環境を考慮した施設整備に努める。

施設の安全で効率的な管理・運営のため，施設・設備の利用計画，維持管理の計画を作成する。

### 6-5-2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(機構共通)

労働安全衛生法等に係る諸事項の評価と点検を実施するとともに，関連諸規程・規則，作業基準，安全マニュアルを整備し，適切な管理を行う。

分子科学研究所では，各種有資格者，専門知識保有者を効率的に育成，組織化するために安全衛生管理室を設置しており，安全衛生管理担当専任助手1名を配置している。安全衛生管理室は毎月開催される岡崎3機関安全衛生委員会のあと定例会議を開いて，研究所の安全衛生に関する実情調査，作業指導，企画立案を行っている。また，安全衛生講習会の開催，マニュアルの作成，各種資格取得の奨励を行っている。

自然災害等への対応マニュアルを整備するとともに，危機管理体制の構築を図る。

教育研究活動等に起因して職員，共同利用・共同研究者に被害がもたらされた場合の補償等に対応するため，保険等による対策を図る。

職員の過重労働に起因する労働災害を防止するため，勤務時間の適正化に努める。

労働安全衛生法等に関する講習会等に積極的に参加させるなど，職員に対する安全管理・事故防止に関して周知徹底を図るとともに，種々の資格者の育成を図る。